

静司発第262号

令和5年11月8日

「性別変更要件に関する最高裁決定」に関する会長声明

静岡県司法書士会

会長 井上 尚人

1 声明の趣旨

令和5年10月25日、最高裁判所大法廷は、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という）3条1項各号に定める性別の取扱いの変更の要件のうち、同4号に定めるいわゆる「生殖不能要件」の規定（以下「本件規定」という）について、憲法13条に違反し無効であると裁判官の全員一致で判断し、性別の取扱いの変更申立てを却下した原審の決定を破棄するとの決定（以下「4号違憲決定」という）を行いつつ、特例法3条1項5号に定めるいわゆる「外観要件」（以下「外観要件」という）の規定についてはさらに審理を尽くさせるため原審に差し戻した。但し、この原審への差し戻しに対しては、裁判官のうち3人は外観要件も違憲であると指摘し、この最高裁で性別変更申立て自体を認める旨の自判をすべきとして、4号違憲決定からさらに性同一性障害者に寄り添った反対意見を述べている。

当会は4号違憲決定を受けて、国に対し特例法の速やかな改正を求めると同時に、外観要件について社会全体での議論が深まることを期待するものである。

2 声明の理由

(1) 4号違憲決定の要旨

本件規定を満たすためには、性別変更審判を求める性同一性障害者（以下「申立人」という）は原則として生殖腺除去手術（精巣又は卵巣の摘出する手術）を受ける必要がある。しかしこうした手術は外科手術一般に共通する出血や薬剤の副作用による合併症リスクのほか、卵巣及び子宮の摘出手術に伴う深部静脈血栓症による肺塞栓や腸閉塞等のリスクがあり、場合によっては「生命ないし身体に対する危険を生じる手術」とされている。そのため最高裁は4号違憲決定において、「性自認に従った法令上の性別の取扱いを受ける」という重要な法的利益を実現するために同手術を受けることを申立人に余儀なくさせる旨の本件規定は、申立人の「身体への侵襲を受けない自由」を制約するものとして、憲法13条に違反し無効であると判断した。

また4号違憲決定は、本件規定の目的が、①親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねないこと、②長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける必要があること、等の配慮に基づくものという意義

がある旨指摘されていた点につき、①に対しては親子関係等に関わる問題が生ずることは極めてまれであり、また、②に対しては、親子関係等に関わる問題が生じ得ることが社会全体にとって予期せぬ急激な変化に当たるとまではいい難いとして、本件規定による制約の必要性は、特例法制定当時（平成15年）と比較して、その前提となる諸事情の変化により低減していると指摘している。

さらに4号違憲決定は、性同一性障害における医学的知見の進展を概観し、特例法制定当時には生殖腺除去手術を含む性別適合手術は段階的治療における最終段階の治療として位置付けられていたところ、現在は、どのような身体的治療をどのような順序で必要とするかは患者によって異なるものとされていることを考慮して、本件規定が、性同一性障害者に対し、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものになったと指摘している。

(2) 当会の意見

当会は、4号違憲決定が、生殖腺除去手術の人権侵害の程度、特例法制定当時から現在に至る社会状況の変化及び医学的知見の進展等の観点等から、幅広くかつ丁寧に検討されてなされたものであり、性同一性障害者の置かれた人権侵害の状況を正しく判断していることに重要な意義を有するものとする。

しかしながら、この最高裁では、特例法3条1項5号で規定する「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」という「外観要件」の違憲性については判断を示さず、この争点を原審に差し戻した。そのため、性同一性障害者の一定数は、この外観要件の存在により、性別変更審判を申し立てるために手術ないしホルモン療法を必要とする状況が依然として続くことになるが、当会は、これらの身体的治療を申立人に強いることもやはり「身体への侵襲を受けない自由」を制約するものであることから、外観要件についても人権侵害の程度は重大であるとする。

当会は、4号については最高裁が違憲である旨判断したことから、国に対し特例法を速やかに改正するよう求めると同時に、外観要件について社会全体での議論が深まることを期待する。そして、差戻審においても、抽象的な不安で判断されることなく、性同一性障害者の直面する現状や社会状況の変化に鑑み、客観的に具体的に審理されることを強く望むものである。

当会は今後とも、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に寄与するべく活動していくことをここに宣言する。

以上